



## 指導・監督マニュアルが一部改正されました

国土交通省では、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（以下、指導・監督マニュアル）」を作成し、公表しています。昨年、バス横転による死傷事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード（トラック・バス・タクシー）横断的に指導・監督マニュアルの一部が改正されました（2023年1月6日改正）。以下、改正概要になりますのでご確認ください。

### ①坂道での適切な運転操作（トラック・バス・タクシー）

長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが利かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること

### ②危険箇所の情報を踏まえた運転指導（トラック・バス・タクシー）

都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」などの活用により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること

### ③乗客のシートベルト着用を目視で確認（貸切バス）

乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者または添乗員が目視で確認すること

### ④非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

事故発生などの非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動について案内を行うこと

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルが改正されました」



## ドライバーに体調不良が生じた場合、適切な運行管理の徹底を

輸送の安全確保は物流業界の最大の使命です。これまでも皆様には健康起因事故を防止するための取り組みを実施していただいておりますが、体調不良に起因する事故は続いています。事故の再発防止に努めていただくため、改めて下記について周知徹底をお願いします。



ドライバー

運行中に体調不良などが生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること



管理者

ドライバーの健康状態の確認はもとより、ドライバーから体調不良などの報告があった場合には、速やかに状況把握と適切な指示を行う。また、交替のドライバーを手配するなど運行管理を適切に行うこと



事業者

定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や全日本トラック協会の「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」なども活用して健康状態の把握に努める。また、ドライバーが自身の健康状態について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること

全ト協 健康起因事故防止マニュアル

検索

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について」